

協力型臨床研修病院の指定について

R3. 2. 15 医療政策課

1 指定申請の内容

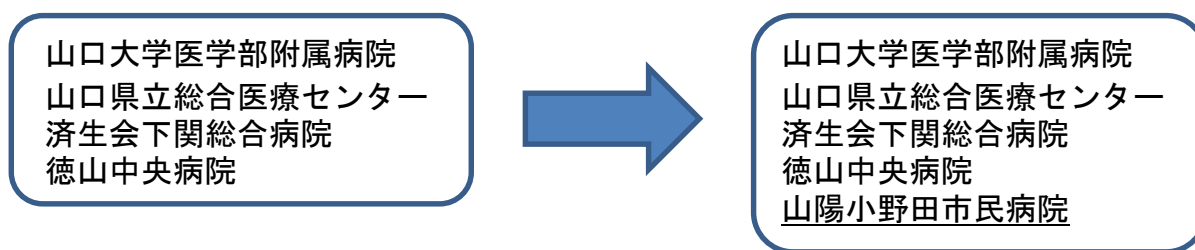
山陽小野田市民病院から、協力型臨床研修病院の指定申請が基幹型臨床研修病院である宇部興産中央病院を經由してなされた。

2 指定の目的

宇部興産中央病院における産婦人科研修のさらなる充実を図るため

指定前の協力型病院（産婦人科）

指定後の協力型病院（産婦人科）



入院患者数（産婦人科）	6,314	+	1,184	=	7,498 人	
分娩件数	2,016	+	378	=	2,394 件	（数字はR2年度）

3 県の対応（案）

申請内容を審査したところ、別添のとおり指定基準を満たしており、指定することとしたい。

なお、指定されれば、令和4年度から、山陽小野田市民病院が宇部興産中央病院の協力型臨床研修病院となる。

（参考1：指定権限の委譲）

医療法及び医師法の一部を改正する法律(平成30年法律第79号)により、臨床研修病院の指定権限が都道府県へ移譲されたこと、臨床研修病院の定員設定の枠組みが法定化されたこと等に伴い、令和2年度から、従来国が行っていた臨床研修病院の指定を、医療対策協議会の意見を踏まえ、県で行うこととなった。

臨床研修に関する権限移譲内容及び国との役割分担

項目	国が引き続き行う事務	県へ移譲される事務
医療対策協議会の開催		◎【新規】
臨床研修病院の指定、取消	○（指定基準の策定）	◎（個別病院の指定）
臨床研修病院の定員設定	○（各県の上限を設定）	◎（個別病院の定員設定）
指定継続にかかる訪問調査	—	◎
報告の徴収及び指示	◎	◎
研修医等からの相談対応	◎	○
年次報告の受理	—	◎
プログラム変更等の受理	—	◎

◎：主体的に担う事務 ○：補佐的に担う事務 —：全部移譲される事務

(参考2：参照条文)

◆医師法（昭和23年法律第201号） 一抄一

- 第16条の2 診療に従事しようとする医師は、二年以上、都道府県知事の指定する病院又は外国の病院で厚生労働大臣の指定するものにおいて、臨床研修を受けなければならない。
- 2 前項の規定による指定は、臨床研修を行おうとする病院の開設者の申請により行う。
 - 3 厚生労働大臣又は都道府県知事は、前項の申請に係る病院が、次に掲げる基準を満たすと認めるときでなければ、第一項の規定による指定をしてはならない。
 - 一 臨床研修を行うために必要な診療科を置いていること。
 - 二 臨床研修の実施に関し必要な施設及び設備を有していること。
 - 三 臨床研修の内容が、適切な診療科での研修の実施により、基本的な診療能力を身に付けることのできるものであること。
 - 四 前三号に掲げるもののほか、臨床研修の実施に関する厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。
 - 4 厚生労働大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により指定した病院が臨床研修を行うについて不適当であると認めるに至つたときは、その指定を取り消すことができる。
 - 5 厚生労働大臣は、第一項の規定による指定をし、若しくは前項の規定による指定の取消しをしようとするとき、又は第三項第四号の厚生労働省令の制定若しくは改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければならない。
 - 6 都道府県知事は、第一項の規定による指定をし、又は第四項の規定による指定の取消しをしようとするときは、あらかじめ、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の二十三第一項に規定する地域医療対策協議会（以下「地域医療対策協議会」という。）の意見を聴かなければならない。
 - 7 都道府県知事は、前項の規定により地域医療対策協議会の意見を聴いたときは、第一項の規定による指定又は第四項の規定による指定の取消しに当たり、当該意見を反映させるよう努めなければならない。